

令和2年4月9日

各契約医療機関
管 理 者 様

一般財団法人船員保険会
施 設 事 業 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
船員保険生活習慣病予防健診等における対応について

船員保険生活習慣病予防健診等につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年4月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発令されたことを受け、本日、船員保険の保険者である全国健康保険協会船員保険部から別添のとおり、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の各対象地域（以下「対象地域」という。）における、船員保険生活習慣病予防健診及び総合健診を含む特定健康診査並びに特定保健指導等（以下「船員保険健診等」という。）について、少なくとも緊急事態宣言の間、これらを実施しないよう通知がありましたので、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点又は取扱いに関するご照会につきましては、お問合せ窓口までご連絡をお願いいたします。

また、国土交通省海事局の指定を受けられている場合、船員手帳の健康証明書の有効期間に関し、国土交通省海事局船員政策課から新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み「有効期間が経過した健康証明書については、当面の間、有効な健康証明書と同等に取り扱う」旨の通知がなされておりますことをご参考までにご連絡いたします。

〈お問合せ窓口〉

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOS ビル6F

一般財団法人 船員保険会 施設事業部

担当：佐々木（の）・佐々木（若）・伊藤

T E L 03-3407-6063 F A X 03-3797-2925

メールアドレス iryou@sempos.or.jp